

令和3年第6回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和3年第6回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和3年6月24日（木） 午後3時
おいらせ町役場分庁舎 402会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
署名委員
署名委員
- 3 会期の決定 令和3年6月24日（木） 日間
- 4 おいらせ町教育委員会委員の席次について
- 5 教育長報告
- 6 各課報告
 - ① 学務課
 - ② 社会教育・体育課
- 7 付議案件
議案第 1 号 県民体育大会出場補助金交付要綱の全部を改正する告示について
- 8 協議事項
協議第 1 号 学校閉庁日の取り扱いについて
協議第 2 号 学校給食費無料化事業について
- 9 報告案件
報告第 1 号 令和3年第2回おいらせ町議会定例会報告について
- 10 その他

教育委員会定例会 6月教育長報告

令和3年6月24日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	火	庁議 町民プール開き 教育支援委員会
2	水	校長会 芸術文化鑑賞教室 (百石中)
3	木	議会開会
4	金	教委コロナ打合せ
5	土	
6	日	
7	月	議会 (一般質問) 教委打合せ
8	火	議会 (一般質問・議案審議)
9	水	課長会議
10	木	教委コロナ打合せ 社会教育委員会議
11	金	教育委員任命式 聖火リレー
12	土	
13	日	文化財保護審議会
14	月	教委打合せ 校長面談
15	火	校長面談 スポーツ推進委員協議会
16	水	図書館協議会 3大会運営委員会
17	木	教委コロナ打合せ 教頭会
18	金	
19	土	将棋教室 正北地方中体連大会 吉墳館講座
20	日	
21	月	教委打合せ 計画訪問 (木ノ下小)
22	火	計画訪問 (下田小)
23	水	計画訪問 (甲洋小) 公民館運営審議会
24	木	教委コロナ打合せ フェスティバル実行委員会 教育委員会定例会
25	金	
26	土	子どもサポート学習会 (東公民館)
27	日	いちよりのマラソン (いちよりの公園)
28	月	教委打合せ
29	火	生徒指導連絡協議会
30	水	芸術文化鑑賞教室 (木内々小、木ノ下小)

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を、「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を略したものです。

[その他]

- ・
- ・

6月・7月行事予定及び報告事項

< 6 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
2日	水	校長会	みなくる館
17日	木	教頭会	みなくる館
24日	木	教育委員会定例会	分庁舎
30日	水	社会科副読本編集委員会	分庁舎

< 7 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
6日	火	校長会	分庁舎
13日	火	教頭会	みなくる館
21日	水	教育委員会定例会	分庁舎

6月・7月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

6 月	行 事 名	場 所
10日 (木)	社会教育委員会議	分庁舎
13日 (日)	文化財保護審議会	阿光坊古墳館
16日 (水)	図書館協議会	みなくる館
23日 (水)	公民館運営審議会	東公民館
24日 (木)	生涯学習フェスティバル実行委員会	分庁舎
28日 (月) ～ 29日 (火)	芸術文化鑑賞事業(小学校高学年) 演劇「雨降り小僧」	百石小 木内々小
30日 (水) ～ 1日 (木)	芸術文化鑑賞事業(小学校低学年) 音楽会「虹色音楽隊」	木内々小、木ノ下小 百石小

7 月	行 事 名	場 所
2日 (金)	放課後子どもプラン運営委員会	分庁舎
8日 (木)	学びカレッジ専門講座「ローズウィンドウ講座①」	中央公民館
13日 (火)	学びカレッジ専門講座「絵刺し子講座」	北公民館
15日 (木)	学びカレッジ専門講座「ローズウィンドウ講座②」	中央公民館
28日 (水)	放課後子どもプラン「大湊音楽隊夏休み音楽鑑賞会」	町民交流センター
31日 (土)	町子ども会育成連合会「集まれ!!ガキ大将パートI」	八戸公園こどもの国

その他の事項(事務連絡等)

◇ 阿光坊古墳館…6/5(土)勾玉づくり、学ぼう講座6/12(土)・6/19(土)古墳群をご案内

6/26(土)講話「古代における列島北部と沿海州」

7/10(土)土器づくり体験、7/17(土)ガラス玉づくり体験、7/24(土)勾玉づくり

※いずれも募集定員12人まで

6月・7月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

6 月	行 事 名	場 所
1 日 (火)	町民プール プール開き	町民プール
11 日 (金)	東京2020オリンピック聖火リレー(スポーツ協会)	百石高校～木内々小学校
15 日 (火)	スポーツ推進委員協議会	分庁舎
16 日 (水)	2大会運営委員会(マラソン、県民駅伝)町民駅伝打合せ	東公民館
19 日 (土)	ニュースポーツ体験教室(甲洋なかよし教室)	甲洋小学校
22 日 (火)	県民駅伝強化練習開始式(強化練習6/22～8/31)	下田公園(毎週火・金)
24 日 (木)	ニュースポーツ体験教室(百小のびのび教室)	みなくる館
27 日 (日)	第36回いちょうマラソン大会	いちょう公園

7 月	行 事 名	場 所
3 日 (土)	県民スポーツ・レクリエーション祭(スポーツチャンバラ)	下田小学校体育館
31 日 (土)	県民体育大会 ～8/1(日)まで ⇒6/16中止決定	むつ市

その他の事項(事務連絡等)

◇ 第72回北奥羽総合体育大会…8月上旬 二戸地区 ⇒ 中止

議案第 1 号

県民体育大会出場補助金交付要綱の全部を改正する告示について

県民体育大会出場補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第21号）の全部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和3年6月24日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

町補助金交付の適正化に向けた取り組みとして、補助金の使途が明確になるよう補助の目的、対象事業及び対象経費等を規定するため提案するものである。

県民体育大会出場補助金交付要綱の全部を改正する告示

県民体育大会出場補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第21号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、町の社会体育活動の振興を図るため、青森県民体育大会（以下「県民体育大会」という。）への出場に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象事業及び補助対象者）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 県民体育大会への選手派遣事業
- (2) その他、事業目的達成のために必要な事業

2 補助金は、おいらせ町スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に交付する。

3 補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) メンバー登録に記載されている選手及び監督等
- (2) おいらせ町スポーツ協会会長、副会長、理事長、副理事長
- (3) その他おいらせ町長（以下「町長」という。）が特に補助することが適当と認められた者

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち別表1に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の上限額は、別表2に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に、次の掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（規則様式第2号）
- (2) 収支予算書（規則様式第3号）

2 規則第3条第1項第3号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費を確認できる書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金等交付決定通知書（規則様式第4号）をもって通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に、補助事業等実績報告書（規則様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業費精算書（規則様式第7号）
- (2) 事業実績効果報告書（規則様式第8号）

2 規則第11条第1項第3号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費を確認できる書類
(補助金の額の確定)

第8条 前条の実績報告を受けた場合においては、当該書類に係る書類等を審査し、適合と認めるときは、補助金等交付額確定通知書（規則様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 この補助金は、規則第13条のただし書きの規定により概算払とする。

2 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金等精算（概算）払請求書（規則様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日、または、補助事業者が解散した場合にあつては解散した日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の県民体育大会出場補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表1（第3条関係）

補助対象費目	補助対象経費
宿泊費	宿泊費
消耗品費	事務用品、紙代
食糧費	お茶等（会議用、事業用、講師用）、弁当代、補助事業を達成するために必要なレセプション等の食糧費（酒類除く）
通信運搬費	郵便料金、切手、はがき
手数料	振込手数料
使用料・賃借料	車両借上料、有料道路通行料、駐車場使用料
負担金・補助金	郡予選会参加料、県民体育大会負担金、県民体育大会参加料（大会参加に必要な経費を含む）

備考 別表に記載のない経費は、事前に協議するものとする。

別表2（第4条関係）

科目	内容	上限額
使用料・賃借料	車両借上料、有料道路通行料、駐車場使用料を含む	(1) 車1台あたり原則4人計算とする。 (2) 試合会場が上北・三八地域開催の場合は、車1台につき2,000円を上限とする。 (3) 上記地域以外の開催の場合は、車1台につき3,000円を上限とする。
宿泊費	試合会場が上北・三八地域以外の宿泊費	1人あたり1泊7,000円を上限とする。
食糧費	午前から午後にかけて実施する事業従事者の弁当代	1人あたり600円を上限とする。

協議第 1 号

学校閉庁日の取り扱いについて

当教育委員会では、青森県教育委員会からの通知（要請）を受けて、長期休業期間における年次休暇のより一層の取得促進を図り、教職員の勤務意欲の向上と健康の維持増進、そして働きやすい環境を構築することを目的に、平成30年度の試行実施以降、学校閉庁日を設定しております。

このことから、今年度の当教育委員会における学校閉庁日設定の取り扱いについて協議するものです。

【参考】

学校閉庁日とは、「勤務時間が割り振られた日に原則として教職員が休暇（有給休暇や夏季休暇）等を取得することにより、学校が業務を行わない日」のこと。

学校給食費無料化事業について

当町では、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的に、平成31年1月1日から学校給食費を免除する無料化事業を行っており、条例制定時に期限（令和4年3月31日）を設け、事業の効果や財政状況などを総合的に検証し、今後の方針を判断することとしております。

そのため、当教育委員会では、事業効果の検証を行うための保護者アンケートを昨年9月に行い、11月教育委員会定例会にその結果を報告したところであります。

今回、総合的な検証及び今後の方針を町の政策会議に諮るにあたり協議するものです。

令和3年第2回おいらせ町議会定例会報告について

先に行われた、令和3年第2回おいらせ町議会定例会の概要（教育委員会関係分）について報告する。

1 会 期

令和3年6月3日（木）～8日（火） 6日間 （6月4日～6日休会）

2 一般質問事項

● 学務課

- (1) 津波浸水の恐れのある学校の避難対策等について
 - ・ 授業中及び登下校中の避難対策や指導は。登下校中の避難場所は。
 - ・ 明神山避難タワーを防災教育の場として、どのように活用しているか。
- (2) 生徒の不登校要因と対策について
 - ・ ヤングケアラーの把握とヤングケアラーを要因とする不登校者の把握と早期対策を検討する考えは
- (3) 交通安全対策について
 - ・ なぜ、当町では通学路が指定されていないのか
 - ・ おいらせ町通学路安全推進協議会の中に、中学校教員、小中学校PTA、地区の町内会長等が入っていない現状を見直す考えはないか
- (4) スクールバスの運行について
 - ・ 利用できる児童生徒の居住地を限定していることを見直し、児童生徒が公平に利用できるよう路線バスのような運行にできないか
 - ・ 小中学校のPTA及び教員らと話し合い、スクールバスの運行方法、運行内容を見直す考えはないか
- (5) 小中学校の運動会の平日開催について
 - ・ 感染対策を講じて例年通り土曜日に開催できない理由は
- (6) 町内学校施設の安全点検について
 - ・ 当町の学校施設の防球ネットの緊急点検実施状況は
 - ・ 学校施設の専門業者による点検の実施状況は
 - ・ 学校設備の安全管理記録簿の管理と町教育委員会での管理と把握は

● 社会教育・体育課

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策について
 - ・ 体育館トレーニング室等での対策、対応は十分なのか

(2) スポーツ施設の管理について

- ・ いちよう公園の野球場、テニスコート、サッカー場などの管理はどこが、どのように管理しているか
- ・ 野球場の外野フェンス等の修繕等管理を如何に考えているか

(3) 成人式の中止について

- ・ 感染対策を講じた中での延期の開催措置をしないで、中止としたのはなぜか

- 3 提出議案（予算関係を除く） 教育委員会事務局からの提案はなし
※ 総務課提案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

4 補正予算（主なもの）

●学務課関係

(1) 歳入 (補正総額 △34,590千円)

区 分	金額(千円)	説 明
小学校トイレ改修事業費補助金	△5,090	小学校トイレ改修事業に伴う国庫補助金
小学校トイレ改修事業債	△29,500	小学校トイレ改修事業に伴う教育債

(2) 歳出 (補正総額 535千円)

区 分	金額(千円)	説 明
委託料	△3,132	・ 小学校工事関連設計単価入替作業委託料 △1,043 ・ 小学校トイレ改修工事監理業務委託料 △4,430 ・ 各校給水設備改修委託料 2,341
工事請負費	△44,490	・ 小学校トイレ改修工事費
庁用器具費	850	・ 木ノ下小学校 教師・生徒用机、椅子
機械器具費（公用車）	47,394	・ 学校用バス（スクールバス）更新2台

●社会教育・体育課関係

歳入歳出補正なし

5 その他質問（答弁）事項等

* 両課長口頭説明